

I. 反対尋問

- 5 1. 弁護側は事後強盗罪の実行の着手時期をどの時点としているのか。
2. 弁護レジュメにおいて、「可罰性を基礎付ける法益侵害を惹起したことを身分と解することは基本的な問題がある」とあるが、ここにいう基本的な問題と何かか。
3. 弁護レジュメにおいて「事後強盗罪は身分犯のような形式で規定されてはいるが」とあるが、弁護側は事後強盗罪が身分犯のように規定されていることについてどのように考えているか。
- 10 4. 弁護レジュメ結合犯説の記述において、「それを単なる身分犯と解することでは、そのことを解釈に反映することができない。」とあるが、そのように言えるのは何故か。

以上